

2010年度比較法研究所共同研究実施報告

研究課題：消費者金融法制の比較法的研究

研究組織：上河内千香子（研究代表：法学部准教授）

草地未紀（法学部専任講師）

平成21年に貸金業法の完全施行が実現し、貸金業規制法43条に起因する高金利が規制されるに至った。しかし、新貸金業法は、同法が利用者や貸金業者の実態等に及ぼす影響が完全には明らかではないことから、一定の時期に検討を加え、必要に応じて見直しを行う旨を定めており、また、それと同時に、民法についても債権法改正が進行している。このようにわが国における消費者金融を取り巻く法動向は流動的な側面が存在する。他方、海外に目を向けると、消費者金融法制は、諸外国ごとに多様性があり、それらの検討は、わが国の法制度を客観的に分析するのに役立つと思われる。右のような問題意識を共有しつつ、本共同研究では、各々の共同研究者が専門とする個別の研究テーマの検討を通じて、わが国の消費者金融に関する法制度の特徴及び問題点を明らかにすることを試みた。

本共同研究においては、昨年度は、ドイツにおける消費者金融法制について検討を進めてきた。ドイツにおいても、1970年以降消費者信用の問題が生じてきたが、金利については、市場金利の2倍以上の金利、あるいは、市場金利を12%超える場合には、BGB138条の「公序良俗違反」により無効であるという判例法理が形成され、消費者向けの貸付金利は市場金利を基準に上限金利の規制が働くこととなった。その他、消費者向けの保護措置としては、1990年に制定された旧消費者信用法により、窮状に瀕した消費者の保護措置が定められたり、また、1991年に施行された破産法においても、消費者破産制度、及び残債務免責制度により多重債務者の保護が可能となった。その後、前者の旧消費者信用法は、2001年の債務法現代化法により民法典に編入され、本研究のテーマに関しては、BGB491条以下の「消費者消費貸借」の規定が関係することと

なっている。

他方、わが国においては、利息制限法により、同法の上限金利を超える金利は無効と定められているものの、その一方において、旧出資法においては高金利の刑罰金利が規定され、また、貸金業規制法においても43条のみなし弁済規定が置かれていたため、高金利での貸付けが可能であり、深刻な多重債務者問題が発生していた。このような法制度は、消費者保護の必要性がある一方で、高金利の貸金業者への社会的需要が存在するというジレンマの産物といえる。しかし、近時、多重債務者問題が社会問題化する中で、最高裁は、貸金業者に取引履歴開示義務を認めた最三小判17年7月19日、リボルビング方式の貸付けにも、貸金業規制法17条の書面に「返済期間および返済回数」、各回の「返済金額」に準ずる記載が必要であることを認めた最一小判17年12月15日、期限の利益喪失条項に基づく利息の支払いに任意性を否定し、貸金業規制法43条の適用を否定した最一小判18年1月19日等、消費者保護を進展させる裁判例が相次いで出され、法改正についても、利息制限法、出資法及び貸金業規制法の抜本的改正が実現した。

本研究においては、以上のようなわが国とドイツの消費者金融法制の違いを検討してきた。ドイツにおいて高金利の貸付けが抑制されてきた原因の一つには、1980年代に高金利を公序良俗違反とする判例法理が確立されており、また、消費者情報信用機関Schufaにより貸出しリスクを適切に把握できる仕組みが整えられていたことがあると思われる。しかし、近時、上述のSchufaが2007年にまとめたレポートの中には、①貸付けの仲介業者が、借り手から根拠もなく著しく高い手数料をとるケースがあること、②その際、借り手としての信用に問題があるため国内の信用機関から借りられない者に対して、外国の金融機関に仲介するケースや、実際には仲介しない詐欺的なケースがあること、③外国の金融機関に貸付けを仲介するケースでは、ドイツの上限金利ではこのような借り手のリスクをカバーできないため、高い延滞料を課すことでまかなっていること等を指摘している。このような近時の動向の検討については今後の課題としたい。

(文責 上河内千香子)